

国と東京都の協議会の開催について

令和 8 年 4 月 8 日
内閣総理大臣決裁

- 1 国と東京都が相協力して、グローバル都市「東京」の更なる発展に資する施策を展開するための課題について検討することを目的として、国と東京都の協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
議長代行 東京都知事
構成員 内閣官房副長官（衆）
内閣官房副長官（参）
内閣官房副長官（事務）
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房日本成長戦略本部事務局長代行
内閣官房地域未来戦略本部事務局長
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
総務省自治税務局長
財務省大臣官房総括審議官
東京都副知事

- 3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 10 日から実施する。
- 2 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 10 年 6 月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第 4 項の必要な措置によって規

程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。

- 3 今後、協議会の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。
- 4 内閣官房は、附則第2項の期限までに、協議会の運営状況等を勘案し、期限経過後の協議会の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。